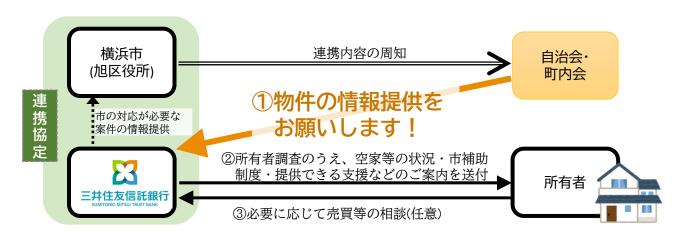
# 区連会 資料 3 - 4

# < 旭区限定 > 気になる!? もったいない空家 ありませんか?

相続や不動産流通・有効利用等についてノウハウのある**三井住友信託銀行**から所有者へアプローチすることで、管理不全な空家等となる前の早い段階で流通につなげ、安全に暮らせるまちづくりと地域の活性化を目指します。



※三井住友信託銀行は、横浜市と「旭区内の管理不全な空家等の発生の抑制等に係る連携協定」を結んでいます。

#### Q どんな物件の情報を提供したらいいの?

A 「使われていない住宅」「活用されていない住宅」と思われる建物が対象となります。 (必ずしも空家であることが確定していなくても構いません)

#### Q どうやって情報を提供したらいいの?

A 所定の様式を記入して(記入例はこのチラシの裏面)、**三井住友信託銀行 二俣川支店**あてに、 Eメール(asahiku\_akiya@smtb.jp)でお送りください。 <sub>三井住友信託</sub> **回答** 

- ※ 情報提供は、自治会・町内会単位でお願いします。
- ※ 二俣川支店窓口へのご持参(要事前予約)、電話(0120-860-377)でも構いません。

## Q 情報提供の様式はどこでもらえるの?

A 旭区役所区政推進課あてにEメール(as-kikaku@city.yokohama.jp) 又はFAX(045-951-3401)でご連絡ください。

様式の請求はこちら(メール作成画面が開きます)→





三井住友信託銀行株式会社 二俣川支店 御中

### 横浜市旭区内における空家等の情報提供

| 自治会・町内会名 | ●● 自治会            |
|----------|-------------------|
| 会 長 氏 名  | •• ••             |
| 連絡先電話番号  | ••• ( •••• ) •••• |

貴社と横浜市が締結している「旭区内の管理不全な空家等の発生の抑制等に係る連携協定」(以下「空家連携協定」という。)に基づき、次のとおり空家等の情報を提供します。

提供した情報は、空家連携協定の目的以外での使用や、本人の同意を得ずに第三者へ提供しないよう、 お願いします。

なお、管理不全な空家等について対応が必要な場合は、本様式の内容を横浜市へ提供することについて同意します。

○案件1 ※氏名や居住時期・家族構成等の個人情報は記載しないでください。



OPEN X PIONEER
YOKOHAMA

令和5年12月14日 旭区区政推進課 三井住友信託銀行株式会社

# 旭区内の空家の流通促進を図るため 連携協定を締結!





共創フロント\*を通じて、三井住友信託銀行二俣 川支店から、SDGsの地域貢献の取組の一環とし て空家の流通促進についてご提案いただきました。

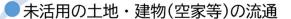
多くの方々に選ばれ続ける「ふるさと旭」の実現 を目指し、連携して取り組んでまいります。



● 多くの方々に選ばれ続ける ● 「ふるさと旭」の実現

安全に暮らせるまちづくりと地域の活性化

※ 子育て世代をはじめとする新たな住民の流入



※民間事業者の皆様から公民連携に関する相談・提案をいただく窓口として、 横浜市では「共創フロント」を開設しています。



【左】三井住友信託銀行 高橋常務 【右】旭区 権藤区長



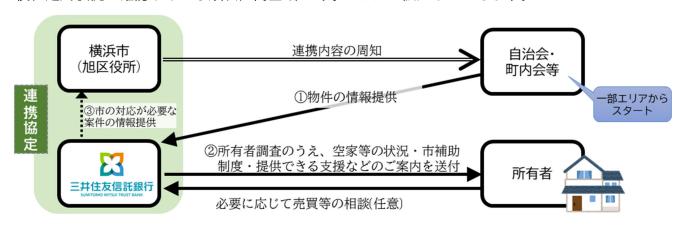




## 協定の概要

旭区役所が自治会・町内会に協力を頂きながら、相続や不動産流通・有効利用等についてノウハウのある三井住友信託銀行と連携して取り組むことで、管理不全な空家等となる前の早い段階で、流通につなげる事を目指します。

なお、試行的な取組のため、協定開始時は、旭区内の<u>一部エリア</u>に限定して実施します。その 後、運用状況を確認しながら順次区内全域に対象エリアを拡大していきます。



- ・協定の名称 横浜市旭区内の管理不全な空家等の発生の抑制等に係る連携協定
- 協定締結日 令和5年12月13日(水)

#### お問合せ先

(協定について) 旭区区政推進課長 蒲田 仁 Tel 045-954-6025 (三井住友信託銀行の取組内容について)

三井住友信託銀行株式会社 二俣川支店次長 藤本 彰 Tel 0120-860-377